

# 情報ステーション



2014 JAN by T's office

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いたします。  
平成 26 年 (2014 年) が貴社にとりまして素晴らしい年となりますようスタッフ  
一同精一杯応援させていただきます。 竹市会計事務所 所長 竹市憲正

## 平成 26 年から改正される税制

I. 平成 26 年 1 月 1 日 (2014 年) から N I S A (少額投資非課税制度) がスタートします。また、従来の上場株式等の譲渡所得及び配当所得に係る 10%軽減税率 (所得税 7%、住民税 3%) の特例措置は平成 25 年 (2013 年) 12 月 31 日をもって廃止され、平成 26 年 1 月 1 日以後は、本則課税である 20% (所得税 15%、住民税 5%) が適用されます。

N I S A のメリット・・・毎年 100 万円の新規投資額を限度として、N I S A 口座で取得した上場株式等の配当や譲渡益が非課税となります。

N I S A のデメリット・・・①損益通算ができません。N I S A 口座で取得した上場株式等を売却したことにより生じた損失はないものとみなされます。よって、他の口座の株式等との損益通算もできませんし、N I S A 口座内の損益通算もできません。②N I S A の対象銘柄は上場株式等に限定されています。

③年間 100 万円までの新規投資した株式等についての非課税制度ですので、一度売却した部分の非課税枠は再利用できません。N I S A は利益が出なければデメリットだけで利用した意味がありません。利益が出れば出るほどメリットが大きくなりますから、中長期の投資で、安定的に資金を寝かせておける投資に向いています。 (新日本有限責任監査法人・公認会計士太田達也氏談)

II. 住宅取得等資金の贈与の特例・・・平成 26 年中に贈与を受ける場合の非課税限度額は 500 万円となります。(25 年は 700 万円でした)

III. 国外財産調書の提出・・・その年の 12 月 31 日において 5000 万円を超える海外財産を有する居住者は国外財産調書を翌年 3 月 15 日までに税務署長宛提出しなければなりません。(平成 26 年提出分から適用されます)

IV. 収入印紙の非課税・・・平成 26 年 4 月 1 日以後に作成される売上代金の受取書の記載金額が 5 万円 (これまでは 3 万円) 未満のものは非課税となります。

顧客第一主義の会計事務所

<http://takeichi-zei.com/>

発行: 竹市会計事務所 2014.1.6